第５　療養介護

１～５の２　（略）

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

（削る）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

第５　療養介護

１～５の２　（略）

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の135に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数